

京都市告示第 311 号

京都市市街地景観整備条例第32条第1項の規定に基づき、本願寺・東寺界わい景観整備地区を指定しましたので、同条第3項により準用する同条例第6条第2項の規定により告示します。

なお、関係図書を閲覧に供します。

平成17年 9月 1日

京都市長 榎本頼兼

1 名称及び面積

名 称	面 積
<small>ほんがんに とうじ</small> 本願寺・東寺界わい景観整備地区	約26.5ヘクタール

2 関係図書の閲覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市景観部都市景観課

(都市計画局都市景観部都市景観課)